

交指第 467 号

平成18年 5月26日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

車両の使用制限等に関する事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく自動車の使用者に対する指示及び自動車の使用の制限については、「自動車の使用制限等に関する規程」（平成2年岐阜県公安委員会規程第7号。以下「規程」という。）及び「自動車の使用制限等に関する事務処理要領の制定について」（平成11年3月25日付け交指発第128号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の施行及び規程の一部が改正されたことに伴い、「車両の使用制限等に関する事務処理要領」を別添のとおり定め、平成18年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

車両の使用制限等に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定に基づき岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う指示並びに法第75条第2項、第75条の2第1項又は第75条の2第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6、第26条の7又は第26条の8の規定に基づく自動車又は車両の使用制限に関する事務の処理手続について必要な事項を定め、その適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

1 指示

法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。

2 使用制限

法第75条第2項、第75条の2第1項又は第75条の2第2項の規定に基づき、公安委員会が自動車又は車両の使用者に対して、自動車若しくは車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

3 使用者

車両を使用する権原を有し、かつ、その運行を支配し、管理する者をいう。

4 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

5 最高速度違反行為

法第22条第1項に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為をいう。

6 過積載運転行為

法第58条の3第1項に規定する過積載をして車両を運転する行為をいう。

7 過労運転

法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。

8 納付命令

法第51条の4第4項に規定する公安委員会が車両の使用者に命ずる放置違反金納付命令をいう。

9 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

10 基準本拠

基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

11 自動車運送事業者等

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業者をいう。

12 処分対象事案

令第26条の6、第26条の7又は第26条の8に規定する自動車又は車両の使用の制限の基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車又は車両の使用者の違反行為又は事情をいう。

第3 指示

1 指示の基準

指示は、別紙第1に定める指示の運用基準に該当することとなるものについて行う。

2 指示の手続

(1) 指示対象事案の審査

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、指示対象事案を把握するとともに、事実の認定・疎明等について審査する。

(2) 指示関係書類の作成及び送付

交通指導課長は、指示対象事案について、規程第3条の指示書（以下「指示書」という。）に必要事項を記載の上、関係書類とともに当該指示に係る車両の使用の本拠地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）に送付する。

(3) 中部運輸局長への事前協議・意見聴取

交通指導課長は、指示の相手方が自動車運送事業者等であって、指示の内容が別紙第2に規定する特定事項に係るものであるときは、「最高速度違反行為、過積載又は過労運転に係る指示に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、事前に、協定2の指示に関する協議・意見聴取書により、中部運輸局長に協議・意見聴取をする。

(4) 指示書の交付等

指示書の送付を受けた管轄署長は、指示に係る車両の使用の使用者に対し、指示要件等の確認を行うとともに、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）の規定による手続により弁明の機会を付与した上で、指示書の交付を行う。

(5) 指示の実施結果等の報告

管轄署長は、指示を行った場合、当該指示が指示不該当事案であることが判明した場合又は当該指示に係る車両の使用の本拠地が他の警察署の管轄であることが判明した場合は、指示実施結果報告書（別記様式第1）により交通指導課長に報告する。

(6) 中部運輸局長への通知

交通指導課長は、自動車運送事業者等に対し実施した指示結果を、毎月取りまとめ協定4の指示事案通知書により中部運輸局長に通知する。

第4 車両の使用制限

1 車両の使用制限事案の報告

警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び自動車警ら隊長（以下「警察署長等」という。）は、車両使用制限事案に該当すると認める事案を認知した場合は、車両使用制限事案送付書（別記様式第2）に次に掲げる書類の写しを添付して、交通指導課長に報告する。

(1) 交通反則切符の交通事件原票

(2) 交通切符の交通事件原票

(3) 自動車検査証

(4) 現認報告書

(5) 捜査報告書

(6) 実況見分調書

- (7) 供述調書
- (8) 送致書
- (9) その他事案の証明に必要な資料

2 処分の手続

(1) 使用制限事案該当性の審査等

- ア 交通指導課長は、車両使用制限事案について、警察署長等から送付を受け、又は他の都道府県警察から移送を受けたときは、当該事案が処分対象事案に該当し、かつ、その内容が適正な事実認定及び十分な事実の証明がなされているかを審査する。
- イ 交通指導課長は、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両について警察庁からの通報を受理した場合は、当該車両に係る放置違反金納付命令書、使用制限書の写しにより、当該通報の確認をする。

(2) 車両使用制限命令事案上申書の作成

交通指導課長は、当該事案が処分対象事案に該当し、対象車両の使用の本拠の位置が岐阜県内にあると認められる場合は、規程第6条の車両使用制限事案上申書を作成する。

(3) 車両使用制限事案の移送

交通指導課長は、処分対象事案に該当するもののうち、車両の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、規程第7条の車両使用制限事案移送通知書に前記1に規定する書類を添付し、当該都道府県警察へ移送する。

(4) 事業所カードの作成及び保管

交通指導課長は、処分対象事案に該当する車両使用制限事案（他の都道府県警察に移送するものを除く。）について、事業所カード（別記様式第3）を作成し、保管する。

ただし、当該事案が事業所に係るものでない場合は作成を要しない。

(5) 処分量定

交通指導課長は、警察署長等から送付され、又は他の都道府県警察から移送された事案に係る車両の使用者等について、処分対象事案があると認めた場合は、別紙第3、別紙第4又は別紙第5に規定する運用細目に留意の上、規程別紙第1、別紙第2又は別紙第3に規定する車両の使用制限に関する処分量定基準により、処分期間の量定を行う。

(6) 中部運輸局長に対する意見聴取

交通指導課長は、使用制限に係る車両の使用者が自動車運送事業者等である場合は、聴聞を行う前に規程第8条の車両の使用制限に関する意見照会書により岐阜運輸支局長を経由し、中部運輸局長の意見を聴くものとする。

(7) 聴聞の実施

使用制限に係る聴聞は、規則に定めるほか、次の手続により実施する。

- ア 法第75条第5項の規定による聴聞の公示は、別記様式第4によるものとする。
- イ 法第75条第6項の規定による当事者の所在が判明しない場合の聴聞の通知は別記様式第5によるものとする。
- ウ 法第75条の2第2項の規定による事案については、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されるおそれがある場合は、聴聞通知書の発出及び聴聞の公示を保留するものとする。
- エ 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者（以下「当事者」という。）に聴

聞通知書を交付したときは、受領書（別記様式第6）を徴するものとする。

3 処分の執行

(1) 使用制限書及び標章の送付

交通指導課長は、公安委員会が処分の決定をした事案について、管轄署長に対して規程第9条の車両の使用制限書（以下「使用制限書」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の15に規定する様式の標章（以下「標章」という。）を送付する。

(2) 処分の執行

交通指導課長から使用制限書及び標章の送付を受けた管轄署長は、速やかに当該処分に係る使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面等の見やすい箇所に標章を貼り付ける。

(3) 処分執行報告書の送付

管轄署長は、処分を執行した場合には、規程第9条の車両使用制限処分執行報告書に所要事項を記入の上、交通指導課長に送付する。

(4) 他の都道府県警察に対する処分の執行依頼

交通指導課長は、公安委員会の処分の決定後、被処分者が当該車両の使用の本拠の位置を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合は、変更先の都道府県警察に対して規程第9条の車両使用制限処分執行依頼書に使用制限書、標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼する。

(5) 他の都道府県警察からの処分の執行依頼の処理

ア 交通指導課長は、他の都道府県警察からの処分の執行依頼を受理した場合は、速やかに事業所カードを作成して整理・保管するとともに、関係書類を管轄署長に送付する。

イ 関係書類の送付を受けた管轄署長は、前記(2)及び(3)の手続を行う。

5 処分中の使用状況の確認

管轄署長は、処分の履行状況を確認するため、その状況を定期的に確認し、その結果を使用制限確認処理簿（別記様式第7）に記載する。

6 標章の除去

(1) 処分期間が満了した場合の措置

管轄署長は、使用制限処分の期間が満了した場合は、当該処分に係る標章を直ちに除去し、その旨を交通指導課長に連絡する。

(2) 除去申請を受理した場合の措置

ア 管轄署長は、標章を貼り付けた車両について、当該車両を買い受けた者その他当該車両の使用について権原を有する第三者から当該標章の除去の申請があった場合は、標章除去申請書（別記様式第8）に次に掲げる書類の写しを添付させて受理し、交通指導課長に送付する。

(ア) 申請者の住民票、外国人登録証明書、身分証明書又は登記事項証明書

(イ) 申請に係る車両が自動車であるときは、当該自動車の自動車検査証

(ウ) 申請に係る車両が自動車であるときは、当該自動車の車庫証明書

(エ) 申請に係る車両の使用について権原を有することを証明する書類（申請に係る車両の売買契約書、賃貸借契約書等）

イ 交通指導課長は、管轄署長から送付を受けた標章除去申請書等を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権限を有するものであり、かつ、当該車両を被処

分者に使用させないことを確認した場合には、管轄署長に標章を除去すべき旨を連絡する。

ウ 管轄署長は、交通指導課長から標章の除去の連絡があった場合は、当該標章を除去し、その結果を交通指導課長に連絡する。

【別記様式省略】

別紙第1 指示の運用基準

1 最高速度違反行為に係る指示

- (1) 指示は、次の要件を満たしている場合に限り行うものとする。
 - ア 車両（軽車両を除く。）の運転者が、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をしたこと。
 - イ 当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が、当該車両の運転者でないこと。
 - ウ 当該使用者が当該違反車両につき、最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないこと。
- (2) (1)のウの「最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められない」とは、車両の使用者が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合、同一の車両について最高速度違反が反復して行われている場合、同一の使用者の管理の下にある複数の車両について最高速度違反行為が繰り返された場合等において、当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は安全教育が適切に行われていないなど、車両の使用人として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として最高速度違反行為が行われたと認められる場合をいう。

2 過積載運転行為に係る指示

- (1) 指示は次の要件を満たしている場合に限り行うものとする。
 - ア 車両（軽車両を除く。）の運転者が過積載運転行為をしたこと。
 - イ 当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされたこと。
 - ウ 当該過積載運転行為に係る車両の使用人が、当該車両の運転者でないこと。
 - エ 当該使用者が当該違反車両につき、過積載運転行為を防止するため、必要な運行の管理を行っていると認められないこと。
- (2) (1)のエの「過積載運転行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められない」とは、車両の使用人が過積載運転行為を誘発するような行為をしている場合、同一の車両について過積載運転行為が反復して行われている場合、使用者の使用する複数の車両につき過積載運転行為が行われている場合等において、当該車両の運転者に対して、過積載運転行為を防止するための指導・監督が適切に行われていないなど車両の使用人として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として当該車両について過積載運転行為が行われたと認められる場合をいう。

3 過労運転に係る指示

- (1) 指示は、次の要件を満たしている場合に限り行うものとする。
 - ア 車両（軽車両を除く。）の運転者が、当該車両の使用者の業務に関して過労運転行為をしたこと。
 - イ 当該過労運転に係る車両の使用人が、当該車両の運転者でないこと。
 - ウ 当該使用者が当該違反車両につき、過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないこと。
- (2) (1)のウの「過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められない」とは、車両の使用人が過労運転を誘発するような行為をしている場合、車両について過労運転が反復して行われている場合、同一の使用人の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合等において、当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は安全教育が適切に行われていないなど、車両の使用人として通常

行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として当該車両について過労運転が行われたと認められる場合をいう。

別紙第2 自動車運送事業者等に係る指示に関する特定事項

- 1 旅客自動車運送事業を営む者に対して指示を行おうとする場合に事前の意見聴取等が必要となる事項
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）者に対する指示の場合
 - ア 路線
 - イ 運行系統
 - ウ 運行系統ごとの運行回数
 - エ 運行系統の運行時刻
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）者に対する指示の場合
営業所ごとに配置する事業用自動車の数
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、ハイヤー）者に対する指示の場合
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びにタクシー及びハイヤーの別ごとの数
- 2 一般貨物自動車運送事業者に対して指示を行おうとする場合に事前の意見聴取等が必要となる事項
 - (1) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数
 - (2) 営業所に配置する事業用自動車のうち特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置するものの数
 - (3) 特別積合せ貨物運送に係る運行系統
 - (4) 特別積合せ貨物運送に係る運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数
- 3 貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者に対する指示を行おうとする場合に事前の意見聴取等が必要となる事項
営業所に配置する事業用自動車の数

別紙第3 下命・容認に係る使用制限に関する処分量定基準運用細目（規程別紙第1関係）

1 処分対象行為等に付する基礎点数

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、規程別紙第1の3(1)の表に掲げるとおりとする。

(2) 処分事情に付する点数

ア 処分事情のうち、規程別紙第1の1(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ規程別紙第1の3(1)の表に掲げる点数を付するものとする。

イ 処分事情のうち、規程別紙第1の1(2)イに掲げる事情については、規程別紙第1の3(2)の表に掲げる点数を付するものとする。

(3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、規程別紙第1の1(2)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。（処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。）

具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とされたい。

ア 使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えるものとする。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えるものとする。

ウ 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行為として数えるものとする。

2 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記1の(1)、(2)及び(3)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は規程別紙第1の4(2)の表に掲げるとおりとする。

3 処分量定に当たっての留意事項

(1) 政令で定める基準との関係

前記2の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2) 処分の軽減等

ア 規程別紙第1の1(2)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日

として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6第1号及び第2号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

ウ 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ア) 当該処分により公共交通力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

4 処分が競合する場合の取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限とが競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の両方を同時に満たす場合は、裁量的軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、これに違反して当該使用者が当該命令に係る車両を運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限命令又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合は、これらの規定による処分は、当初の車両使用制限命令の期間が満了した後に執行するものとする。

別紙第4 指示に係る使用制限の処分量定の基準運用細目（規程別紙第2関係）

1 点数の付与

- (1) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行うものとし、当該自動車ごとに累計点数の計算を行う。
- (2) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行う。
- (3) 最高速度違反行為又は過労運転行為に係る点数の付与は、当該違反行為が当該車両の使用者の業務に関し行われた場合に限り行うものとする。
- (4) 過積載運転行為に係る点数の付与は、過積載運転行為が行われ、当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

2 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠地において使用し、又は使用したことがあるすべての自動車に係る前歴の回数を考慮するものとする。
- (2) 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合とする。
規程別紙2の表に定める前歴の回数が「1回」、「2回」又は「3回以上」に該当することとなる場合についても、同様である。
- (3) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違法行為と同一区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違法行為と同一区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

3 期間の計算

- (1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は、当該使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。
なお1年とは365日とする。
- (3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める処分期間の上限を越える場合には、その上限をもって処分期間とする。

4 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができる。

なお、処分の軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減するものとし、同一条件下にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないよう配慮すること。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生じるおそれがあると認められる場合
- (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合

- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合
- 5 処分が競合する場合の取扱い
 - 別紙第3の4に定めるところによる。

別紙第5 放置違反金納付命令に係る使用制限の処分量定の細目基準（規程別紙第3関係）

1 納付命令の回数

使用制限命令の基礎となる納付命令は、基準日前6月目に当たる日以降に発出された納付命令の回数とする。ただし基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出したものを除く。

2 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、基準日前1年以内に、当該使用者が放置関係使用制限命令を受けた回数を計算することとする。この場合において、放置関係使用制限命令を受けた回数とは、当該放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数に含まれない。
- (2) 前歴の回数は、(1)の期間内に当該基準本拠を使用の本拠とする（していた）車両について当該基準本拠を使用の本拠とする間に受けた放置関係使用制限命令の回数を計算することとする。

3 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

当該使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、令第26条の8に定める期間の範囲内で、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

(2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準本拠を使用の本拠とする車両について、法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、下記(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

4 処分が競合する場合の取扱い

別紙第3の4に定めるところによる。